

# 処 分 基 準

基準の名称	社会福祉法人の法令違反等に対する解散命令 処分基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
社会福祉法	第56条第8項	社会福祉法人の解散命令
基 準 の 内 容		
<p>1 次に掲げる場合であつて他の方法により、監督の目的を達成することができないとき、当該社会福祉法人に対して解散を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 社会福祉法人が、法令に違反した場合</li><li>(2) 社会福祉法人が、法令に基づいてする行政庁の処分に違反した場合</li><li>(3) 社会福祉法人が、定款に違反した場合</li></ul> <p>2 正当な理由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないとき、当該法人に対して解散を命ずることができる。</p>		